

みんなでささえる国保会計



～被保険者証(保険証)の更新について～

国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、4月1日から翌年3月31日までの1年間となっています。来年度の更新についてお知らせします。

●新しい被保険者証(保険証)はいつ届きますか？

4月の受診に間に合うように、3月中に役場から発送します。

万が一、4月になつても届かない場合は、「住民票の住所と郵便局に届けている住所が違う」、「住民票の住所に住んでいない」などの理由が考えられますので、国保係までお問い合わせください。

また、郵送ではなく役場での受け取りを希望される方は、3月15日(金)までに国保係へご連絡ください。

なお、後期高齢者医療保険に加入されている方は、被保険者証(保険証)の有効期限が国保とは異なり、8月が更新の時期になっているため、3月には送付しません。お間違えのないようにお願いします。

職場の健康保険などに加入されていて国保喪失の届出がお済みでない方は、早急に届出をお願いします。

●どんな物が届きますか？

「被保険者証(保険証)」が窓空きの長方形の封筒(ピンク色)に入って届きます。

中に入っている台紙(23cm×10cm)に記入されている住所・氏名などを確認し、抜き取り方のイラストを参考にして、各自で「被保険者証(保険証)」を切り離してご使用ください。

平成31年度の被保険者証(保険証)の色は、「一般」：紫色、「退職者医療(※)」：緑色です。

※退職者医療…厚生年金や共済年金などの支給を受けている方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある65歳未満の方およびその被扶養者(65歳未満)が対象。「一般」と「退職者医療」は、国民健康保険税の徴収方法や税額に差はありません。

封筒の中には、被保険者証(保険証)のほか「国保のしおり」など国保係からのお知らせが入っていますので、必ず目を通して大切に保管してください。

●国民健康保険税に滞納がある場合の被保険者証(保険証)は？

国民健康保険税に滞納があり督促にも応じない場合は、通常の1年間使用できる被保険者証(保険証)に代わって「短期被保険者証」または「資格証明書」が発行されます。

短期被保険者証は有効期限が短くなり、期限が切れるごとに役場での更新手続が必要になります。

さらに滞納が改善されない場合は、これまでの短期被保険者証(保険証)を返還してもらいたい「資格証明書」に切り替わります。資格証明書で、医療機関にかかると医療費を全額自己負担(10割負担)しなければなりません。

被保険者証(保険証)は医療機関で使用するだけでなく、身分証明にもなる大事なものですので、大切に保管しましょう。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎43-2800

☎55-3112